を

「六十五

万

四

千

円

K

改

め、

同

項

) \

(7)

中

七

+

几

万六千

户

を

「八十万八千円」

13

改

め、

同

項

(8)

及

び

同

款

0

項

中

百

万

を

「三十七万

九

千

. 円 二

13

改

め、

同

項

7 \

(5)

中

Ŧī.

十 二

万

Ŧī.

千

円

を

「五十七万三千

円

に

改

め、

同

項

/\

(6)

中

Ŧī.

+

九

万

九

千

円

几

千

円

を

百百

八

万

千

円

に

改

8

同

款

八

0)

項

中

用

紙

枚

を

通

に

改

め、

同

款

八

0)

項

0

次

13

次

よう

加

える。

九

市

計

画

法

施

行

規

則

第

六

+

条

0

規

定

基

づ

証

明

書

0

証

明

書

交

付

手

数

料

六 + 뭉 議 案

京 都 都 市 整 備 局 関 係 手 数 料 条例 0) 部 を改 正す ,る条例

右 0) 議 案 を 提 出 す

和 六年二月二十日

出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合

子

提

京 都 都 市 整 備 局 関 係手 数 料 · 条 例 の 一 部 を改 É す る 条

律 万七千円」 を 千 円 東 别 を を 几 13 13 表 京 を 改 改 都 「二十一万五千 万 「三十七万円」 几 め、 九 都 「五万一千 \Diamond 0) 万円」 を 千 市 部 円 一七十 同 同 整 中 部 備 款 に、 に、 第 局 建 九万 円 0) 関 築 に、 円 0) 項 係 物 二 十 に、 五. 几 手 イ 款 0) 千円」 + に 中 中 数 エ 改 「十万円」を -万円」 四十六万円」を「四十九万七千円」 料 ネ して 「三万四千円」 万五千 条例 め ル に 基づく事務」 ギ 改 同 を] 平 め、 円 項 消 「二十二万五千円」 成 21 費 十二年 を 一 十 一 (3)同 性 を 中 項 能 を 二十 几 */*\ 「三万九千円」 0 東京都 万三千円」 (1) +「及び都 向 中 五万七千円」 上に 九万二千円」を「三十二万円」 十三万一千円」 条例第七十七号) 関する法 市計 に、 に、 に、 画法施行 に、 「二十六万一 に改め、 「十八万五千 律 「六万五千 五. を を 規則 十二 同 十 0) 建 項口 昭昭 千 築 円 円 万一 几 部 円 物 中 を次 万 和 0) 千 を を「七万六千円」に、 川 「二万円」 を に改 千円 二 エ 円 「二十万四千円」に、 + のように 三十 ネ 几 ル 8 を 年建 に ギ を 万五千円」 設] 改 五 改 同 正す め、 消 項 十六万七千 省令第 「二万一千円」に、 費 *)* \ 性 る。 (4) 同 匹 能 中 項 に、 0) *)* \ 十 三十 「十三万三千 円 向 (2)九 「三十万 号) 上 中 「三十三万 に、 等 几 に + 万 13 七 八 九 基 関 七十三 千 万 千 四 円 づ す 九千 円 万六 七 < 円 る を

第 六 + 뭉 議 案 東 京 都 都 市 整備 局 関 係手 数料条例 0) 部 を改正する条

> 通 13 0 き 付 申 請

> > 0

交付 九 百 円 き。

制 京 成 法第十二条第一 都 及び特定盛土等規制法 别 条例第 表 0) 部第二 号)に基づ 項 0) 款 に、 中 施 く 事 宅地造 「宅地 行 !規則 務 造成に」 成等規制 に改め、 昭和三十 を 法 七 同 「宅 \bigcirc 年建設省令第三号)及び宅地造 款 を 地 造 0) 「宅 項中 成等又は同法第三十条第一 地 造成 「宅地造成等規制法第八条第一 及び特 定盛 土等規制 成 項の規定に基づく特定盛土等若しくは 及び特定盛 法 項 に、 土 を 等規制法施行条例 に 「宅地 基づく事 造成 及び 務 特定盛 を 令 和 六年東 土 土 宅 宕 等 地 0 規 造

宅地 じ 切 造成工 次に 土又は盛土をす 掲 げ 事 許 Ź 可 申 る土 請 手数 地 0) 料 面 積 13 応 を

堆

積に」に

13 改め、 同 項 (1)中 万八千円」を 「二万円」に改め、 同 項 (2)中 「三万一千

イ

宅地造

成又は特定盛土等を行う

場

13

応じ次に掲げ

る

合

切

土又は盛土をする土

地

0)

面

積

工

事

許

可

申

-請手数:

料

宅

地

造

成、

特定盛

土

一等又は

土

石

0)

堆

積

万一千円」を「三十六万四千円」に改め、 中 に 改 「十八万八千円」を「二十二万円」に改め、 め、 「三万四千 同 項 (5) 中 . 円 「十万六千円」を「十二万三千円」に改め、 に改 め、 同 項(3) 中 四四四 同 万六千 項 同 (10)中 項 (8) 中 円 兀 を 十八万九千円」を「五十三万三千円」 「二十四万三千円」を「二十七万五千円」に改め、 五. 万四 同 項(6)中 1千円」 「十七万二千円」 に 改 め、 同 項 (4) を 中 「二十万一千円」 に改め、 七万四 千 円 同 . 項に を 同 に改め、 次 項 八万九 のように加え (9) 中 「三十三 同 千 円 項 (7)

	\Box
積	
を	土
す	石
る	\mathcal{O}
土	堆
地	積
0)	を
面	行
積	う
13	場
応	合
ľ	
次	土
13	石
掲	0
げ	堆

る額

(1)

五百平方メートル

一万八千円

- (2) 五百平方メートル 二万八千円以内のもの
- (3) 千平方メートルを 三万五千円
- を超え、五千平方 五万四千円
- を超え、一万平方 六万六千円

(5)

メートル以内のもの

メートル以内のもの

(6)

を超え、二万平方 円 一万平方メートル 十二万一千

その手数料の額は、四十八万九千円 その手数料の額は、四十八万九千円を超えるときは、	(10) (9) (8) (7)
を「宅地造成及び特定盛土等若しくは土石の堆積」 を「宅地造成及び特定盛土等若しくは土石の堆積」	** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **

交付申請のと	盛土規制法調書の写しの交付手数料円 四 回につき九百 証明書の交付手数料 一通につき九百	四 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第五条第三項規定に基づく証明書の交付 三 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第八十八条の
_		別表一の部第二の款二の項の次に次のように加える。
	五千円	
	(3) その他の変更については、一万	
	る額	
	土地の面積に応じ一の項に規定す	
	たに編入された土石の堆積をする	
	工事の設計の変更については、新	
	の編入に係る土石の堆積に関する	
	(2) 新たな土石の堆積をする土地へ	
	じて得た額	
	の項に規定する額に十分の一を乗	
	堆積をする土地の面積)に応じ一	
	う場合にあっては縮小後の土石の	
	土石の堆積をする土地の縮小を伴	
	の土石の堆積をする土地の面積、	
	変更を伴う場合にあっては変更前	
	をする土地の面積 (2)に規定する	

通に つき 七 百 円

き。

九 0) 别 項までを四十 表 0) 部 第 七 七 0) 0) 款 項 か 0) 項 五. 及 び + 0) 几 項までとし の 二 0) 項 中 建築 几 + 几 主 事 0) 項 0) 0) 次に次のように加える 下 13 「又は 建 築 副 主事 を 加 え、 同 款 中 兀 十 Ŧī. 0 項 か 5 兀 +

几 定に 十 五. 基 づ 建築基 < 既 存 準 -法施 0) 建 築物に 行 令第百三十 対 する制 -七条の 限 0) 緩 十二第六項 和 K 係る認定 0 規

5

+

建築物 0 敷地 と道 路 二万八 千

円

認定

申

請

0)

と

と

0

関

係

0

制

限

0

緩

和

既

存

き。

0 申 請 に 対 す る 査

十六 建 築基 準 -法施 行 令第百三十七条の 十 二 第七 項 0)

几

定に

基づ

<

既

存

0)

建

築物に

対

する制

限

0)

緩

和

13

係る認定

規

申

請

K

対

す

る

審

査

既 係 存 る 認定 申 請 手 数 料

二万八 千 円

申 築 請 制 手 数 料

限 建築物 0) 緩 和 0 道 13 係 路 る 内 認 0) 定 建

> き。 認 定 申 請 0)

لح

め、 費 K ギ 律に」 性 関 建] 别 築物 表三の 能 する法 同 消 に改 部 費性 0 向 備 0) 律 め、 考三及び エ 能 上 部 等 ネ 0 中 に改 K ル 向 同 関する法 ギ 上 部 建 備考 め、 等] 築 0 消 13 物 几 同 費 関 項 0) 律 中 性 部 す か エ る ネ 備 5 施 能 行 考六中 建 法 0) Ħ. ル 令__ 築物 律 向 0) ギ 項までの 上] 一等に に改 に 消 0) 建 費性 改 エ 築物 め、 め、 ネ 関する 規 ル 能 同 0) ギ 同 定 0) 部 エ] 法 部 中 向 備考 消 ネ 律 六 上 ル 費 施 0 建 に 築物 八 ギ 性 行 項 関 以する法 か 規 能 中 1 則 5 消 0) 0) 備考十までの 建 費 向 エ 築物 性能 上に関する法 に ネ 律 改 13 ル ギ め、 0) 0) 向 工 1 を 消費 ネ 上 同 13 建 規 部 ル 律 定 関 備 ギ 性 築 考二 中 する法 能 物] を 消 0 0 中 建 費 向 工 築 律 建 性 上 ネ 築物 物 施 13 向 能 ル 関 ギ 0) 行 上 0 令 エ す 0 0) 向 1 ネ 消 エ 上 る法律」 一に関 ネ を 層 費性 ル ギ 一建 ル] ギ を す 能 る法 築物 を 消 1 0) $\overline{}$ 消 費 向 性 費 律 建 0) 層 上 能 エ 性 施 築 等 0 0 ネ 能 向 行 物 13 向 ル 0) 上 規 0) 関 上 ギ 向 則 す 工 Ź ネ 13 に] 上 等 改 を 関 消 ル 法

附 則 す

る法律

を

建

築物

0

工

ネ

ル

ギ

消費性

能

0)

向

上

等に関する法律」

に改め

1 ح 0) 条 例 は、 令 和 六 年 兀 月 Н か ら 施 行 ける。 ただし、 别 表 0 部 第 0) 款 及び 第二 0 款 0 改 正 規 定 並 び に 次 項 0) 規 定

第

六

は、 前項ただし書に規定する改正規定 宅 地 造成及び特定盛土等規制法施行条例 (別表一の (令和六年東京都条例第 部第二の款に係るものに限る。 号) 0) の施 施 行 行 0) の際、 日 から施行する。 現に宅地造成等規制

2

1

る同

項

0

宅地

造

成に

関

する工

事

の同

法第十二条第一

規定による変更の許可の申

請については、

この条例による改正

前

こととされる改正法による改正 を改正する法律 (令和) 几 年法律第五十五号。 前の宅地造成等規制法 以 下 「改正法」という。 項の (昭和三十六年法律第百九十一号) 附則第二条第二項の規定によりなお 第八条第一 項本文の許可を受け 従 前 0) 例 による 7

0 東京都 都 市 整 備 局 関 係 **ド手数料** 条例別表一 の 部 第二の 款一 の項及び二の 項の規定は、 なおその効力を有する。

提案理 由

に係る規定を改めるほか、 宅 地造成等規制 法 0 部 を改 所要の改正を行う必要がある。 正する法律 令 和 几 1年法律 第 五. + Ŧī. 号) 0) 施 行に 伴 , 宅 地 造 成に 関する工事 許 可 申 請 手 数

法

0

部